資料１－３

住宅履歴情報の蓄積・活用に関する検討ワーキンググループ規約

（名称）

第１条　本会は「住宅履歴情報の蓄積・活用に関する検討ワーキンググループ」（以下「履歴情報ＷＧ」という。）と称する。

（目的）

第２条　履歴情報ＷＧは、「住宅の維持保全・流通に関する制度検討会」の下に設置され、住宅の適切な維持保全等と流通の好循環を図るための基盤として、住宅の設計、施工、維持保全等に関する情報（以下「住宅履歴情報」という。）の新たな活用のあり方とこれに対応する新たな保存・蓄積のあり方を検討することを目的とする。

（委員の任命）

第３条　履歴情報ＷＧの委員は、住宅履歴情報の蓄積・活用に関する実態等に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

（主査の選任等）

第４条　履歴情報ＷＧには主査を置く。

２　主査は、国土交通省住宅局が選任する。

３　主査は、履歴情報ＷＧの会務を総理し、履歴情報ＷＧを代表する。

４　主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、履歴情報ＷＧに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

５　履歴情報ＷＧにはオブザーバーを置くことができる。

６　オブザーバーは履歴情報ＷＧに出席し、求めに応じて発言することができる。

（履歴情報ＷＧの議事）

第５条　履歴情報ＷＧの議事は、非公開とする。

２　履歴情報ＷＧの議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。

３　履歴情報ＷＧの資料については、主査に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第６条　履歴情報ＷＧの事務局は、国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付に置く。

（雑則）

第７条　この規約に定めるもののほか、履歴情報ＷＧの運営に関し必要な事項は、主査が定める。